

東京国際空港公益共同溝付帯機械設備工事実施設計

質疑事項	回 答
<p>1. 排水設備に適用する積算基準は機械設備設計業務委託積算基準 第3章 揚排水ポンプ設備でしょうか。その場合の台数・ケーシング形式・異種・異口径などの補正係数、現地調査・設計協議の有無についてご教示ください。異なる場合は適用する歩掛についてご教示ください。</p>	<p>排水設備に適用する積算基準については、「機械設備設計業務委託積算基準」（令和8年度版 国土交通省）第8章 共同溝付帯設備となります。          なお、排水設備の標準工数の算定に必要となる設備の設置箇所数は、特記仕様書4.1(1)対象範囲のとおり、12箇所設置することとしております。</p>
<p>2. 換気設備に適用する積算基準は機械設備設計業務委託積算基準 第5章 トンネル換気設備・非常用施設でしょうか。その場合の台数・口径・設備区分などの補正係数、現地調査・設計協議の有無についてご教示ください。異なる場合は適用する歩掛についてご教示ください。</p>	<p>換気設備に適用する積算基準については、「機械設備設計業務委託積算基準」（令和8年度版 国土交通省）第8章 共同溝付帯設備となります。          なお、換気設備の標準工数の算定に必要となる設備の設置箇所数は、特記仕様書4.1(1)対象範囲のとおり、4箇所設置することとしております。</p>
<p>3. 動力盤に適用する積算基準についてご教示ください。</p>	<p>動力盤に適用する積算基準については、「機械設備設計業務委託積算基準」（令和8年度版 国土交通省）第8章 共同溝付帯設備となります。          なお、動力盤については、「機械工事共通仕様書(案)」（令和8年3月 国土交通省）第11章 第4節 操作制御設備に相当するものとなります。</p>
<p>4. 特記仕様書に旅費交通費について記載がございませんが、旅費交通費は当初未計上でしょうか。計上している場合、旅費算定に必要な区間、移動人数、日数についてご教示願います。</p>	<p>旅費交通費については、特記仕様書Ⅱ.3. 現地調査及び6. 官公庁手続き等において、下記要件にて計上しております。  <b>【現地調査】</b>          区間：九段下⇄羽田空港（往復）          移動人数：2名          日数：2日  <b>【官公庁手続き等】</b>          区間：九段下⇄羽田空港（往復）          移動人数：2名          日数：2日</p>
<p>5. 業務成果品費の計上有無についてご教示願います。</p>	<p>納品頂く業務成果品については、特記仕様書Ⅲ. 成果品等に記載されているとおりです。          なお、業務成果品費については、機械設備設計業務委託積算基準に基づき、計上しております。</p>

質疑事項		回 答
6.	事務用品費の計上有無についてご教示願います。	計上していません。
7.	電子計算機使用料および機械器具損料の計上有無についてご教示願います。	計上していません。
8.	特許使用料、製図費、委員会経費の計上有無についてご教示願います。	計上していません。
9.	打合せの実施回数ならびに技術者構成についてご教示願います。	<p>打合せの回数については、特記仕様書 I.5.(4) に記載のとおり、下記回数を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務着手時：1回</li> <li>・中間打合せ：1回</li> <li>・最終合わせ：1回</li> </ul> <p>また、打合せに必要な技術者構成については、下記のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務着手時：主任技師・技師 (A)</li> <li>・中間打合せ：技師 (A)・技師 (B)</li> <li>・最終打合せ：主任技師・技師 (A)</li> </ul>